

な目にばかり遭わなければならないのか？

この国は何のためにバリアフリーをやっているのか

1990年にアメリカでADAという法律ができて、日本にも影響を及ぼし、1994年に建築物のバリアフリーの法律であるハートビル法が出来たんですが、ところがここでは整備の義務はなく、全てが努力義務。『整備するように努める事』ということですから、「努めたけど出来ませんでした」と言える、という事。

アメリカのADAは差別をなくすためですから、バリアフリーの整備は義務なんです。つまり、義務にして差別をなくそうというのがアメリカの考えですが、日本の政府は義務じゃなく努力義務にしたんですね。その理由として建設省（当時）の説明「福祉はやさしさである。やさしさを求める法律に強制（義務化）は似合わない」対してアメリカは「アクセスは権利だから義務化している」愕然としました。つまり建築主の気持ち次第で障害者が建物に入れるかが決まる = **感情にすぎた整備** これは権利ではありません。

この国では、「福祉」や「やさしさ」が、障害のある人の権利を押さえつける方向で使われています。

なぜバリアフリーが必要か？

不便だから？ 不平等？ 差別？

殆どの方が「差別はいけない」と言われますが、じゃあなんでいけないんですか？ 答えられる人いますか？ ボーッと生きてるんですか？ これが言いたかったことでもあります（笑）なぜ差別がいけないかについて答えられる人はいません。答えは、差別される人間のプライド：尊厳（Dignity）を傷つけるからです。不平等や差別が人間としての尊厳の問題だと理解されていないから、やさしさ（=感情）で処理しようとする。学校でも差別がなぜいけないかを教える人がいない、子どもたちにも考えさせない、大人も考えない。だから



差別をなくすための実際の行動がなぜ義務になるかが理解できないのです。

日本では、当面を繕うアクセシビリティを積み重ねてきた。尊厳を傷つけるアクセスを無神

経に提供してきた。やさしさと権利は全く別の概念。「ハート・やさしさ・思いやり」は、障害のある人に対するどういう態度をとるかという周りからの視点なんです。今、UDをやるためには、User Oriented 利用者中心主義というものが重要。障害のある人本人から、こういうものが必要という事を言ってもらいます。

バリアフリー法では、「2000㎡以上の建築物には**車いす対応トイレ**を1以上」だが、だいたい1しかない。

いまや車いすの人だけでなく家族連れ、補助犬ユーザー、トランスジェンダー、異性介助等が使うのに絶対数が少なすぎるため、取り合いになり逆に見目で他の人を排除しようとする。本当に見えない事情でこのトイレが必要かもしれないのに。なぜ他の人を排除するのではなく、みんなで力を合わせてバリアフリー法の貧しい規定を改正する方向に進めないのか？

当時は運動が人を排除する側に回った瞬間に、それまでの積み上げは崩壊します。

ホテルについては、先ほど見学に行った方もいらっしゃると思いますが、東横INNの社長が13年前に専門家を呼んで（私も含まれています）バリアフリーの部屋を作り上げました。障害者、介助者が使いやすい「ハートフルルーム」が出来ています。今やビジネスホテルのバリアフリーが進んでいます。三重県には榊原温泉の榊原館には車いすで入れる露天風呂があるし、鳥羽の扇芳閣にはユニバーサルルーム（和洋室）があり、浴室、トイレ車いすで可、またアイディア、心遣いがあります。それは日本で最初にできた、伊勢志摩バリアフリーツアーセンターの存在が大きい。全国的にも珍しい。三重というのは見るべきものが色々ある所です。



NPO 法人 UD ほっとねっと理事長 伊藤順子さん

私共は、ユニバーサルデザイン（UD）の普及啓発を求めて、地元四日市を中心に活動している NPO 法人です。

一番最初は県庁が開催したUDまちづくりアドバイザー養成講座を修了した人たちが集まって2003年から活動が始まりました。2014年にNPO法人化をして今年で6年目に入りました。人々が互いの年齢、性別、国籍、文化、身体状況などの違いにより不利益を被ることの無いよう共に暮らせる町を目指して活動しています。小中学での出前授業や高校や一般での講演、高齢者が生き生きと暮らせるまちづくりにおけるイベントも手掛けています。

連絡先：TEL&FAX：059-325-7246（おでかけサポートセンター） <http://www.ud-hotnet.com>